

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間建築物の吹付け建材に使用されているアスベストの含有調査を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もってアスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件（平成18年国土交通省告示第1172号）の各号に掲げるものをいう。
- (2) 民間建築物 市内の建築物で、国、地方公共団体その他の公的機関が所有し、又は管理する建築物以外のものをいう。
- (3) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者及び同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者をいう。
- (4) アスベストの含有調査 民間建築物の吹付け建材についてアスベストの含有の有無と含有量に係る調査であって、建築物石綿含有建材調査者により行われるものをいい、原則として1敷地に存する建物について行うものをいう。
- (5) 分析方法 JIS A 1481：2008「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」又は同等以上の精度を有する調査方法をいう。

(補助対象建築物)

第3条 この要綱による大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 吹付け建材にアスベストが使用されているおそれのあるもの
- (2) 建築基準法（昭和28年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けて建築されたもの
- (3) 区分所有の建築物である場合は、管理組合の議決を得ているもの
- (4) 管理者若しくは管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条に規定する団体をいう。以下同じ。）の代表者が補助金の交付を受けようとする場合又は複数の者が所有する建築物である場合は、所有者全員の同意が得られているもの
- (5) 解体又は除却する予定がないもの
- (6) 増改築等の予定がないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者（既に補助対象建築物のアスベスト含有調査に係る契約を締結している者を除く。以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者又は管理者若しくは管理組合の代表者であること。

- (2) 市税を完納していること。
- (3) アスベストの含有調査について、他に補助等を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が分析機関に支払うアスベストの含有調査に要する経費とし、その額は、1棟当たり250,000円を上限とする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建築物の位置図（縮尺1/2，500以上で区域を赤色で明示したもの）
- (2) 建築物の配置図（対象建築物を赤色で明示したもの）
- (3) 建築物の平面図（吹付け材の施工場所、検体の採取場所を明示したもの）
- (4) 建築確認通知書の写し（建築概要書の写し）
- (5) 現況写真（建物の外観及び吹付け材の施工状況が判るもの）
- (6) 建築物の所有権を証する書面（登記事項証明書又はその他所有権が推定できるもの）
- (7) 区分所有の建築物については、管理組合の組合規約及びアスベスト含有調査を実施することを議決したことを証する書面
- (8) 管理者若しくは管理組合の代表者が補助金の交付を受けようとする場合又は複数の者が所有する建築物である場合については、所有者全員の同意書
- (9) 2以上の者から提出されたアスベストの含有調査に係る費用の見積書又はその写し
- (10) アスベストの含有調査を行う建築物石綿含有建材調査者の建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書等の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(補助事業の変更承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業変更承認申請書（様式第4号）又は大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）とする。

(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第6号）若しくは大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第7号）又は大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業変更承認棄却（却下）決定通知書（様式第8号）若しくは大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) アスベストの含有の有無又は含有量に係る調査結果を記した書類
- (2) アスベストの含有調査の実施に関する契約書の写し
- (3) アスベストの含有調査に要する費用に係る請求書及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前項の実績報告書の提出は、当該事業の完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の交付の決定に係る年度の2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付請求書（様式第12号）とする。

（取消通知書）

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付取消通知書（様式第13号）により行うものとする。

（返還通知書）

第14条 規則第20条第1項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金返還通知書（様式第14号）により行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱は、国の防災・安全交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費
補助金交付申請書

(宛先)

大津市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付について、必要書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。また、資格審査のため、市が必要に応じて納税に関する照会・調査を行うことに異議なく同意します。

補 助 年 度	年 度
建築物の所在地	大津市
建築物の所有者（代表者）	氏 名 住 所 連絡先
建築物の名称、用途等	
補助事業の事業費	
補助対象費用	
交付申請額	
事業完了予定日	年 月 日
アスベストの含有調査を行う 建築物石綿含有建材調査者	氏名 修了証明書番号

※添付書類

- ・ 建築物の位置図（縮尺 1/2,500 以上で区域を赤色で明示したもの）
- ・ 建築物の配置図（対象建築物を赤色で明示したもの）
- ・ 建築物の平面図（吹付け材の施工場所、検体の採取場所を明示したもの）
- ・ 建築確認通知書の写し（建築概要書の写し）
- ・ 現況写真（建築物の外観及び吹付け材の施工状況）
- ・ 建築物の所有権を証する書面
- ・ 区分所有の建築物については、管理組合の議決を証する書面
- ・ 共同所有の建築物については、共同所有者全員の同意書
- ・ 2以上の者から提出されたアスベストの含有調査に係る費用の見積書又はその写し
- ・ アスベストの含有調査を行う建築物石綿含有建材調査者の建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書等の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

大 第 号
年 月 日

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費
補助金交付決定通知書

様

大津市長



年 月 日付けで交付申請のあった標記補助金の交付について、下記のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
交付決定金額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 大津市補助金等交付規則、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱及び関係法令を遵守すること。2 補助事業等の内容の変更をする場合においては、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業変更承認申請書を提出し、承認を受けること。3 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、承認を受けること。4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告してその指示を受けること。5 補助事業の実施に係る契約は、申請者の名義で行うこと。6 当該補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の交付の決定に係る年度の2月28日のいずれか早い日までに大津市民間建築物アスベスト含有調査事業完了実績報告書を提出すること。

様式第3号（第7条関係）

大 年 第 月 号 日

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費
補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

様

大津市長



年 月 日付で交付申請のあった標記補助金について内容を審査したところ、下記のとおり不交付することとしたので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
交付申請金額	円
交付しないことと決定した理由	

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費
補助事業変更承認申請書

(宛先)
大津市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け大 第 号で交付決定通知のあった標記事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
変更交付申請金額	円
変更の内容	
変更の理由	
変更の年月日	年 月 日
添付書類	交付決定を受けた補助金の交付申請書に添付されている書類のうち、変更が生じる部分の書類一式（変更前後の状況を明示したもの）

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費
補助事業中止（廃止）承認申請書

（宛先）
大津市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け大 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業を中止（廃止）したいので、大津市補助金等交付規則第6条第1項の規定により申請します。

補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
既交付申請額	円
中止（廃止）の理由	
その他	

年 月 日

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費
補助事業変更承認決定通知書

様

大津市長



年 月 日付けで交付変更申請のあった標記補助金について、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により次のとおり交付変更することとしたので通知します。

補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
変更交付金額	既交付決定額 円 変更交付決定額 円 変更増減額 円
交付条件	

様式第7号（第9条関係）

大 第 号
年 月 日

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費
補助事業中止（廃止）承認決定通知書

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民間建築物アスベスト含有調査事業の中止（廃止）について次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
中止（廃止）の承認年月日	

年 月 日

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費
補助事業変更承認棄却（却下）決定通知書

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付決定をした標記補助金について、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により次のとおり変更承認を棄却（却下）したので通知します。

補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
変更承認棄却（却下）内容	
変更承認棄却（却下） 年月日	

年 月 日

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費
補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付決定をした標記補助金について、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により次のとおり変更承認を棄却（却下）したので通知します。

補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
変更承認棄却（却下）内容	補助事業の中止（廃止）
変更承認棄却（却下） 年月日	

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業完了実績報告書

(宛先)

大津市長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け大 第 号により交付決定を受けた大津市民間建築物アスベスト含有調査事業について、次のとおり完了しましたので、大津市補助金等交付規則第14条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
事業完了年月日	
交付決定金額	円
事業実施結果	別紙「事業実施結果整理票」のとおり
アスベストの含有調査を行った 建築物石綿含有建材調査者	氏名 修了証明書番号

※添付書類

- ・アスベストの含有の有無又は含有量に係る調査結果を記した書類
- ・アスベストの含有調査の実施に関する契約書の写し
- ・アスベストの含有調査に要する費用に係る請求書及び領収書の写し

様式第 10 号(別紙)

1. 分析調査対象建築物(吹き付け建材がある建築物)

	棟 番号	建築物 の 名称	調査検体数		分析調査結果		備考
			予定 検体数	実施 検体数	含有成分	含有量	
	例	第1工場棟	3	3	クリソタイル	0.50%	
分析 調査 結果	①						
	②						
	③						
	④						

※ 注1: 『1. 分析調査対象建築物(吹き付け建材がある建築物)』および『2. 分析調査対象外建築物(吹き付け建材が無い建築物)』の表は、必要に応じて行を追加してください。

※ 注2: 『棟番号』は、交付申請時に添付されている配置図中の建築物と整合させてください。

様式第11号（第11条関係）

年 月 日

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金確定通知書

様

大津市長



年 月 日付で実績報告のあった大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金については、大津市補助金等交付規則第15条の規定により次のとおり確定したので通知します。

補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
交付決定額	
交付決定確定金額	

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付請求書

(宛先)

大津市長

申請者 住所
氏名
電話番号

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の確定通知を受けた大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
交付決定額	
交付請求額	円
振込先 金融機関	金融機関名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号 普通・当座
	フリガナ 口座名義
添付書類	・補助金の振込先（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人）が明記された書面の写し

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付取消通知書

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民間建築物アスベスト含有調査事業について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
交付決定（確定）額	
取消金額	
取消後の交付決定（確定）金額	
取消しをした理由	

様式第14号（第14条関係）

大 第 号
年 月 日

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金返還通知書

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により返還を請求します。

返還金	円
返還理由	
返還期日	
補助年度	年 度
建築物の所在地	大津市
補助金の既交付金額及び 交付年月日	
交付確定金額	

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。